

誘導施設	定義
市役所	市の本庁舎
公民館	社会教育法第20条に規定する公民館
図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館（分室は除く）
公益施設	市の条例で、駅前の活性化を図ると位置づけのある施設
大型交流施設	以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・市の条例で、児童又は高齢者の交流・活動の場として位置づけのある大型児童センター及び老人福祉センター ・高齢者の交流・活動を目的として県が設置する教育施設
スポーツ施設	市の条例で、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図ると位置づけのある総合体育館、体育館、武道館及び屋内プール
文化芸術施設	市の条例で、文化、芸術又は産業の振興を図ると位置づけた施設で、床面積が1,000㎡以上のもの
劇場	建築基準法による用途が劇場で、床面積が10,000㎡以上のもの
博物館・美術館	建築基準法による用途が博物館又は美術館で、床面積が1,000㎡以上のもの
大規模店舗・飲食店	建築基準法による用途が物品販売業を営む店舗又は飲食店で、床面積が10,000㎡以上のもの
大規模店舗・飲食店 (地域拠点型)	以下に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による用途が物品販売業を営む店舗又は飲食店で、床面積が10,000㎡以上のもの ・大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム（兵庫県）における規模の上限の引き上げが可能なもの